

令和 8 年 4 月 1 日  
唐津市立馬渡小中学校  
校長 上田 一正

## 校則について

(本文書における「校則」については、学校が教育目的を実現していく過程において、児童生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律として定められており、小学校では「生活のきまり」、「よいこの一日」など、中学校では「校則」、「生徒心得」などと称されるものを含むものとする。)

### 1. 基本的な考え方

校則の意義・位置付けは、生徒指導提要(文科省 令和 4 年 12 月 6 日)により以下のように整理されている。

- ・ 児童生徒が健全な学校生活を送り、よりよく成長・発達していくために、児童生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律として定められる。
- ・ 各学校が教育目標を実現していく過程において、児童生徒の発達段階や学校、地域の状況、時代の変化等を踏まえて、社会通念上合理的と認められる範囲において、最終的には校長により制定される。
- ・ 学校教育において社会規範の遵守について適切な指導を行うことは重要であり、学校の教育目標に照らして定められる校則は、教育的意義を有する。
- ・ 校則の制定に当たっては、少数派の意見も尊重しつつ、児童生徒個人の能力や自主性を伸ばすものとなるように配慮することも求められる。

以上のことを踏まえ、「自分たちの決まりは、自分たちで作って、自分たちで守る。」という民主主義の基本を身に付けながら、自ら判断し行動できる児童生徒を育成することを目的として、校則とそれに基づく児童生徒指導に取り組むものである。

### 2. 校則の運用

校則に基づく指導を行うに当たっては、校則は児童生徒のためのもの、児童生徒の将来のためにあるということを忘れてはならない。児童生徒の管理のために校則による児童生徒指導が行われることがないようにすることが重要である。規則の本質的な意味や意義を指導することなく、ただの外見の取り締まりになったりすれば、規則は「監視の目をかいくぐって要領よく対処すればよい」などと考える人間を育てることにつながり、校則の教育的意味を失ってしまうことになる。そうならないよう児童生徒の内面を磨く、教育的な意味を持つ「必要な校則とは何か」ということを常に問い続けることが必要である。

さらに、校則に基づく指導の効果を上げるためには、その内容や必要性、制定した背景等についても児童生徒や保護者、地域と共通理解を図ることが重要である。そのために、普段から学校内外の関係者が参照できるように学校のホームページ等に公開しておくことや、入学時や年度初めなどの機会を捉え、あらかじめ児童生徒や保護者、地域に周知するなどしておく必要がある。

その上で、校則に違反した場合には、違反に至る背景など児童生徒の個別の事情や状況を把握しながら、内省を促し、主体的・自律的に行動することができるようにするなど、教育的効果をもつものとなるよう配慮しなければならない。

### 3. 校則の見直し

#### (1) 見直しの目的

校則については、学校の教育目的に照らして適切な内容か、現状に合う内容に変更する必要がないか、社会通念上許容される範囲か等を常に考え、絶えず見直しを行うことが求められる。学校を取り巻く社会環境や生徒の状況が常に変化するため、生徒の実情、保護者の考え方、地域の状況、社会の常識、時代の進展などを踏まえ、絶えず積極的に見直し、その合理性を検証する必要がある。

さらに、校則によって、教育的意義に照らしても不要に行動が制限されるなど、マイナスの影響を受けている児童生徒がいないか、いる場合にはどのような点に配慮が必要であるか、検証・見直しを図ることも重要である。

#### (2) 見直しの基本的な考え方

校則は、最終的には校長により適切に判断される事柄であるが、児童生徒や保護者等の学校関係者からの意見を聴取したり、児童会・生徒会や保護者会といった場において、校則について確認したり議論したりする機会を設けるなどして、児童・生徒や保護者、地域が校則の見直しの過程に参画することにより、その必要性の共通理解が図られ、校則を自分たちのものとして守っていこうとする態度を養うことにつなげることが大切である。

特に前述した通り、「自分たちの決まりは、自分たちで作って、自分たちで守る。」という民主主義の基本を身に付けながら、自ら判断し行動できる児童生徒を育成するということを前提とした見直しになるよう共通理解を図る必要がある。

なお、校則見直しの際は、

- ・ 子どもの生命や健康に影響を及ぼす可能性がないこと。
- ・ 人権尊重の精神に立ち、差別等がないこと。
- ・ 生まれもった性質に対して配慮されていること。
- ・ 不合理な男女の区別等がなく、多様性も尊重されていること。
- ・ 社会通念上合理的と認められる範囲となっていること。

ということなどに留意して見直すことが重要である。

また、小学校においては、学年による成長の差が大きいことから、校則の見直しの際には、高学年の児童が、低学年の児童に対してどの程度の合理的配慮をすればよいのかを考えることで、「必要な校則とは何か」をより深く考え、学ぶ機会となることを意識して指導することが重要である。成長の差が大きければ大きいほど、「何のため」のルールメイキングなのかということが大きな意味を持つことから、上記留意点を学ぶ貴重な機会であるとの認識を持ち、発達段階に応じた丁寧な取り組みが必要である。

### (3)見直しの取組方法

- ア 児童生徒や保護者に意見聴取(アンケート等)の機会を設け、校則見直しの希望を確認する。
- イ 学級活動等の時間を活用して協議する時間を設ける。
- ウ 全校集会・生徒総会等で、学級協議の内容を基に話し合い、職員会議・児童生徒育成部会・育友会運営委員会・学校評議員会・学校いじめ防止対策委員等で審議してほしいことをまとめる。
- エ 児童生徒育成部会・育友会運営委員会・学校評議員会・学校いじめ防止対策委員等で検討・意見聴取を実施する。
- オ エでの検討内容等を職員会議で協議する。また、内容により再度ア～オを実施する場合もある。(必要であれば試行期間を設定する)
- カ オの職員会議での協議を経て、校長が最終決定する。
- キ 決定内容を児童生徒・保護者等に報告し、ホームページ等で周知する。
- ク 急を要する場合は、臨時で校則検討委員会等を開催するなどして対応する。

## 4. 参考・引用

- ・「生徒指導提要」  
(文部科学省 令和4年12月)(文部科学省 平成22年3月)
- ・「校則の見直し等に関する取組事例について」  
(文部科学省初等中等教育局児童生徒課 令和3年6月8日付け事務連絡)
- ・「校則・生徒指導のあり方の見直しに関するガイドライン」  
(熊本市教育委員会 令和3年3月)
- ・「18歳意識調査」第20回 テーマ:「国や社会に対する意識」(9カ国調査)  
(日本財団 令和元年11月30日)
- ・「令和4年度における校則の見直しと今後の対応について」  
(唐津市教育委員会 令和5年3月7日付け通知)